

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）等の改正の概要

I. 保険会社向けの総合的な監督指針（本編）の一部改正（案）

1. 外国保険会社の買収等に係る子会社業務範囲規制の見直し
 - ・ 子会社対象会社以外の会社を子会社とする外国保険会社に係る認可申請に関し、申請書への記載事項や認可審査にあたって考慮する事項を記載する。(Ⅲ-2-3-4(3))
 - ・ 子会社対象会社以外の会社を子会社とする期限の延長承認について、考慮すべき「やむを得ない事情」を例示する。(Ⅲ-2-3-4(4))
2. 保険契約移転手続中の販売停止規定の見直し
 - ・ 移転対象の契約を締結しようとする者に対する通知・承諾の方法を記載する。(Ⅲ-2-19(1))
 - ・ 契約者に通知すべき「移転対象の契約に関するサービスの内容」を例示する。(Ⅲ-2-19(2))
3. 保険会社の子会社業務範囲に係る記載の明確化
子会社の福祉関連業務に、「サービス付き高齢者住宅」の運営・管理が含まれるものとする。(Ⅲ-2-3-1(2)⑤イ)

II. 保険会社向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編）の一部改正（案）

子会社対象会社以外の会社を子会社としようとする際に提出する届出様式を新設する。(保険会社関係 別紙様式 32 の 2) また、特殊関係者を新たに有することとなった際に提出する届出様式を改正し、子会社対象会社以外の会社を特殊関係者とする場合における記載事項を追加する。(保険会社関係 別紙様式 44)

III. 保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）の一部改正（案）

- 一 保険契約者に係る被保険者の総数の規制の見直しを受け、所要の改正を行う。(Ⅱ-3-3-1(3)②等)

IV 適用日等

関係する政令・内閣府令の公布・施行に合わせ、7月中旬に改正・適用を予定。